

新聞業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日
経済産業省

調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（企業）の控え・保存用として使用してください。

基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3% 6%、1.5% 2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、企業単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「企業全体」又は「新聞業務」について、「あなたの企業」に関する内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません。

調査対象となる企業

当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる企業は、日本標準産業分類（JSIC）小分類413 - 新聞業に格付けされる企業です。

具体的には、一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行までを営む企業が調査の対象となります。

ただし、次のような業務を主業として行う企業は調査の対象とはなりません。

購読料を徴収しない新聞発行のみを行う企業。（新聞印刷業：JSIC細分類1611）

無料で配布する広告新聞の発行のみを行う企業（広告料収入のみ）（他に分類されない広告業：JSIC細分類8999）「広告業調査」の対象となります。（ただし、広告業については、事業所単位の調査のため、広告業を主業としている事業所全てが調査の対象となります。）

企画・編集のみを行い発行業務を行わない企業（ニュース供給業：JSIC細分類4151）「映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業調査」の対象となります。

印刷のみを行う企業、記事の取材、執筆などニュースの供給のみを行う企業（新聞印刷発行業（印刷を主とするもの）：JSIC細分類1611、ニュース供給業：同細分類4151） 「映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業調査」の対象となります。

新聞の小売り（販売）のみを行う企業（新聞小売業：JSIC細分類6042）

（参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご覧ください。）

新聞業（JSIC小分類番号：413）

新聞業（JSIC細分類番号：4131）

主として新聞の発行を行う事業所をいう。

ただし、主として新聞の印刷を行う事業所は細分類1611に分類される。

【例示】 新聞社；新聞発行業；新聞印刷発行業

調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意												
1	企業名及び所在地	<p>(1)「企業名」については、あらかじめプリントされている企業の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの企業の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに()書きで記入してください。また、企業名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2)「企業の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの企業(本社)が実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。</p>												
2	経営組織及び資本金額	<p>(1)「経営組織」については、あなたの企業が該当する経営組織の番号をで囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2)あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(又は出資金額)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。						
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。													
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社()をいいます。 ()「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。													
3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。													
3	企業の事業形態	<p>「企業の事業形態」については、次の区分により、あなたの企業が主として発行している新聞の種類であてはまる番号を一つで囲んでください。なお、「主として発行している新聞」とは、年間売上高(収入額)に占める割合が最も大きい新聞の種類をいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>一般紙(全国紙)の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>一般紙(地方紙)の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>スポーツ紙の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>専門・業界紙の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>その他の新聞の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	事業形態	1	一般紙(全国紙)の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	2	一般紙(地方紙)の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	3	スポーツ紙の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	4	専門・業界紙の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。	5	その他の新聞の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。
番号	事業形態													
1	一般紙(全国紙)の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。													
2	一般紙(地方紙)の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。													
3	スポーツ紙の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。													
4	専門・業界紙の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。													
5	その他の新聞の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
4	年間売上高	<p>(1) 「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」 <u>企業全体の年間売上高については、あなたの企業が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u> <u>ただし、会計処理上消費税額を含めた売上高を記入することが困難な場合は、調査票の備考欄にその旨を記載し、消費税額抜きの上売上高を記入してください。</u> (以下、年間営業費用、年間営業用固定資産取得額についても同様です。) なお、上記1年間で記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の企業の売上高を記入してください。 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「の「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」 上記(1)の「」欄で記入した「企業全体の年間売上高」について、「新聞業務」及び「その他業務」に分けて業務(事業)別年間売上高を記入してください。 「新聞業務」の内容については、本記入注意の「。調査対象となる企業」に記載されている業務(1~2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。 例えば、「卸売・小売業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「卸売・小売業務」の欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「卸売・小売業務」の売上高の割合を記入してください。 「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、次の業種区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="459 1397 1414 1868"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1397 692 1458">業務区分</th> <th data-bbox="692 1397 1414 1458">業 務 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1458 692 1576">新聞業務</td> <td data-bbox="692 1458 1414 1576">一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1576 692 1868">その他業務</td> <td data-bbox="692 1576 1414 1868">食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)</td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	業 務 例 示	新聞業務	一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行などの業務(事業)	その他業務	食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)
業務区分	業 務 例 示							
新聞業務	一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行などの業務(事業)							
その他業務	食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意	
4	年間売上高 (つづき)	(つづき)	
そ の 他 業 務 つ づ き		出 版 業 務	出版物の販売、広告、営業などの業務(事業)
		情 報 通 信 業 務 その他	「新聞業務」、「出版業務」以外の情報通信業をいいます。 通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)などの業務(事業)
		卸 売 ・ 小 売 業	商品の卸売業(ビデオソフトの販売事業者、問屋など)及び小売業(百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務(事業)
		不 動 産 業 務	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業などの業務(事業)
		サ ー ビ ス 業 務	専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務(事業)
		そ の 他 の 業 務	上記以外のすべての業務(事業)をいいます。 農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、不動産業(駐車場業を含む。)、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業)

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意															
4	年間売上高 (つづき)	<p>(3) 「新聞業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>上記(2)の「 」欄で記入した「新聞業務」の年間売上高について、その内訳である(1)新聞販売収入、(2)広告料収入及び(3)その他の収入区分ごとに業務種類別の収入割合を合計が100%となるように整数で記入してください。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>「新聞業務」における業務種類別区分の内容については、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="466 719 1390 1621"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 719 683 757">業務種類</th> <th data-bbox="683 719 1390 757">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 757 683 898">(1) 新聞販売収入</td> <td data-bbox="683 757 1390 898">新聞を発行して得た収入額 (販売店に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 898 520 1520" rowspan="4">(2) 広告料収入</td> <td data-bbox="520 898 683 1052">新聞広告</td> <td data-bbox="683 898 1390 1052">新聞に掲載した広告に対する広告料収入 (広告会社に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1052 683 1207">電子メディア</td> <td data-bbox="683 1052 1390 1207">電子メディアに掲載した広告に対する広告料収入 (広告会社に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1207 683 1361">フリーペーパー</td> <td data-bbox="683 1207 1390 1361">フリーペーパーに掲載した広告に対する広告料収入 (広告会社に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1361 683 1520">その他</td> <td data-bbox="683 1361 1390 1520">上記以外の媒体に掲載した広告に対する広告料収入 (広告会社に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1520 683 1621">(3) その他</td> <td data-bbox="683 1520 1390 1621">上記新聞業務以外の業務による収入額をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記、「新聞販売収入」、「広告料収入」において、手数料等を控除した額で記入することが困難な場合は、手数料等を含めた額としてください。</p> <p>なお、手数料等を含めた額とした場合は、備考欄にその旨を記入するとともに、調査票の「6 . の企業全体の年間営業費用」の欄の「その他の営業費用」には「販売手数料」、「広告手数料」等を含めて記入してください。</p>	業務種類	内 容 例 示	(1) 新聞販売収入	新聞を発行して得た収入額 (販売店に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合	(2) 広告料収入	新聞広告	新聞に掲載した広告に対する広告料収入 (広告会社に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合	電子メディア	電子メディアに掲載した広告に対する広告料収入 (広告会社に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合	フリーペーパー	フリーペーパーに掲載した広告に対する広告料収入 (広告会社に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合	その他	上記以外の媒体に掲載した広告に対する広告料収入 (広告会社に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合	(3) その他	上記新聞業務以外の業務による収入額をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合
業務種類	内 容 例 示																
(1) 新聞販売収入	新聞を発行して得た収入額 (販売店に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合																
(2) 広告料収入	新聞広告	新聞に掲載した広告に対する広告料収入 (広告会社に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合															
	電子メディア	電子メディアに掲載した広告に対する広告料収入 (広告会社に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合															
	フリーペーパー	フリーペーパーに掲載した広告に対する広告料収入 (広告会社に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合															
	その他	上記以外の媒体に掲載した広告に対する広告料収入 (広告会社に対する正規の手数料等を控除した額) をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合															
(3) その他	上記新聞業務以外の業務による収入額をいい、新聞業務の年間売上高に占める割合																

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高 (つづき)	<p>(4) 「新聞発行種類」 平成20年11月1日現在で発行している新聞の種類数を次の区分に従って記入してください</p> <table border="1" data-bbox="459 443 1382 1111"> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 450 699 506">一般紙</td> <td data-bbox="699 450 1382 506">一般時事に関する報道、評論を行う新聞</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 506 699 600">全国紙</td> <td data-bbox="699 506 1382 600">主に全国の主要都市に発行所を持ち、全国くまなく配布している新聞</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 600 699 719">地方紙 (ブロック紙を含む)</td> <td data-bbox="699 600 1382 719">主に地方に発行所を持ち、特定地方を配布エリアとする新聞(ブロック、県紙、ローカル紙など)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 719 699 797">スポーツ紙</td> <td data-bbox="699 719 1382 797">スポーツ全般に関する報道、評論を行う新聞</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 797 699 954">専門・業界紙</td> <td data-bbox="699 797 1382 954">特定の産業及び専門分野に関する報道、評論を行う新聞(経済、金融、産業、特定のスポーツ(競馬、プロレスなど))</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 954 699 1111">その他</td> <td data-bbox="699 954 1382 1111">上記以外の新聞 英字新聞(一般紙等の英語版の新聞を含む)、 機関紙(政党新聞、宗教新聞など)など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 「新聞業務」に係る電子メディアへの配信の有無」 電子メディアへの配信有無は、あてはまるものに をつけてください。 電子メディアへの配信とは、新聞記事を一般消費者や企業へ情報提供・配信することをいい、有料・無料は問いません。 配信を行っている場合は、その配信形態を、インターネットで配信を行っている場合は、配信の種類についてあてはまるものすべてに をつけてください。</p>	一般紙	一般時事に関する報道、評論を行う新聞	全国紙	主に全国の主要都市に発行所を持ち、全国くまなく配布している新聞	地方紙 (ブロック紙を含む)	主に地方に発行所を持ち、特定地方を配布エリアとする新聞(ブロック、県紙、ローカル紙など)	スポーツ紙	スポーツ全般に関する報道、評論を行う新聞	専門・業界紙	特定の産業及び専門分野に関する報道、評論を行う新聞(経済、金融、産業、特定のスポーツ(競馬、プロレスなど))	その他	上記以外の新聞 英字新聞(一般紙等の英語版の新聞を含む)、 機関紙(政党新聞、宗教新聞など)など
一般紙	一般時事に関する報道、評論を行う新聞													
全国紙	主に全国の主要都市に発行所を持ち、全国くまなく配布している新聞													
地方紙 (ブロック紙を含む)	主に地方に発行所を持ち、特定地方を配布エリアとする新聞(ブロック、県紙、ローカル紙など)													
スポーツ紙	スポーツ全般に関する報道、評論を行う新聞													
専門・業界紙	特定の産業及び専門分野に関する報道、評論を行う新聞(経済、金融、産業、特定のスポーツ(競馬、プロレスなど))													
その他	上記以外の新聞 英字新聞(一般紙等の英語版の新聞を含む)、 機関紙(政党新聞、宗教新聞など)など													

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(1) 「新聞業務」の年間売上高の契約先産業別割合」 契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 555 1406 2011"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 555 604 595">産業区分</th> <th data-bbox="604 555 1406 595">業種例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 595 604 734">建設業</td> <td data-bbox="604 595 1406 734">土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 734 604 1037">製造業</td> <td data-bbox="604 734 1406 1037">食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1037 604 1137">電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td data-bbox="604 1037 1406 1137">電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1137 604 1406">情報通信業(同業者を除く)</td> <td data-bbox="604 1137 1406 1406">通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1406 604 1742">運輸業</td> <td data-bbox="604 1406 1406 1742">鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1742 604 1854">卸売・小売業</td> <td data-bbox="604 1742 1406 1854">商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1854 604 2011">金融・保険業</td> <td data-bbox="604 1854 1406 2011">銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業(同業者を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)	運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業	卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所百貨店・スーパー、専門店などの小売店等	金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)
産業区分	業種例示																	
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																	
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業																	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																	
情報通信業(同業者を除く)	通信業(信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)																	
運輸業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業																	
卸売・小売業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所百貨店・スーパー、専門店などの小売店等																	
金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介代理業、保険サービス業)																	

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意	
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	(つづき)	
		産業区分	業 種 例 示
		不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業
		飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
		サービス業	専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業（興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など）、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等）、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民間職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業）、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場、他に分類されないサービス業）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）
		公 務	国家及び地方公務
		同 業 者	「新聞業」の同業者（同一企業間の企業内取引を含む）
		その他の産業	農業、林業、漁業、鉱業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、フィットネスクラブなど）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など 海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。
個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。		

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																	
6	年間営業費用 及び年間営業 用固定資産取 得額	<p>(1)「 企業全体の年間営業費用(消費税額を含む。)」 年間営業費用については、企業全体で平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。 なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 与 支 給 総 額</td> <td>平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>外 注 費</td> <td>業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">借 料</td> <td>土 地 ・ 賃 建 物</td> <td>土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>機 械 ・ 情 報 通 信 機 器</td> <td>有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	給 与 支 給 総 額	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。	外 注 費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。	広告宣伝費	ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。	減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	借 料	土 地 ・ 賃 建 物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機 械 ・ 情 報 通 信 機 器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	そ の 他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
費用区分	費 用 例 示																		
給 与 支 給 総 額	平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。																		
外 注 費	業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。																		
広告宣伝費	ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。																		
減価償却費	取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																		
借 料	土 地 ・ 賃 建 物	土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																	
	機 械 ・ 情 報 通 信 機 器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																	
	そ の 他	自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																	

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																				
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の営業費用</td> <td> <p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>新聞てい送費、販売店経営補助費、販売促進費、荷造発送費、支払手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> <p>なお、調査票の4. の「新聞業務」の年間売上高に「販売手数料」、「広告手数料」等の手数料が含まれている場合は、この「その他の営業費用」欄には「販売手数料」、「広告手数料」として支払った手数料等を含めて記入してください。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p> <p>(2) 「企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>「企業全体の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有形固定資産</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>機械・情報通信機器</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無形固定資産</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	その他の営業費用	<p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>新聞てい送費、販売店経営補助費、販売促進費、荷造発送費、支払手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> <p>なお、調査票の4. の「新聞業務」の年間売上高に「販売手数料」、「広告手数料」等の手数料が含まれている場合は、この「その他の営業費用」欄には「販売手数料」、「広告手数料」として支払った手数料等を含めて記入してください。</p>	資産区分	資産例示	有形固定資産	<table border="1"> <tr> <td>機械・情報通信機器</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </table>	機械・情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用	土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用	無形固定資産	<table border="1"> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> </table>	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	無形固定資産	物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
費用区分	費用例示																					
その他の営業費用	<p>「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>新聞てい送費、販売店経営補助費、販売促進費、荷造発送費、支払手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> <p>なお、調査票の4. の「新聞業務」の年間売上高に「販売手数料」、「広告手数料」等の手数料が含まれている場合は、この「その他の営業費用」欄には「販売手数料」、「広告手数料」として支払った手数料等を含めて記入してください。</p>																					
資産区分	資産例示																					
有形固定資産	<table border="1"> <tr> <td>機械・情報通信機器</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </table>	機械・情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																	
	機械・情報通信機器	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																				
その他	耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																					
土地	土地購入に要した費用 既存の土地を整備することに要した費用																					
無形固定資産	<table border="1"> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> </table>	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	無形固定資産	物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など																	
	建物・その他の有形固定資産	建物の購入、改築・改装に要した費用 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																				
無形固定資産	物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など																					

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「企業全体の従業者数」 企業全体の従業者数について、以下に従って記入してください。 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の企業に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 <u>なお、貴企業において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。</u>(別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。) 上記において「別経営の企業に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。 「総計のほかにも別経営の企業から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="448 1290 1422 2056"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1290 699 1330">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1290 1422 1330">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1330 699 1727">個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 1330 1422 1727">個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1727 699 2056">有給役員</td> <td data-bbox="699 1727 1422 2056">個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は 常用雇用者欄 に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。	有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。
雇用形態区分	内容例示							
個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人 無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は 常用雇用者欄 に記入してください。 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「有給役員」欄から「臨時雇用者」欄に記入してください。							
有給役員	個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。							

・調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																		
7	従業者数 (つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常用雇用者</td> <td>一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td>一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>パート、アルバイトなど</td> <td>常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>(就業時間換算雇用者数)</td> <td>「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記()参照)</td> </tr> <tr> <td>臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td> <td>「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td>総 計 (から の合計)</td> <td>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td>総計(~ の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</td> <td>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> <tr> <td>総計のほかに別経営の企業から派遣されている人</td> <td>「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の企業からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p>()就業時間換算雇用者数記入例</p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、$24 \times 4 \div 40 = 2.4$となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>	雇用形態区分	内 容 例 示	常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人	(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記()参照)	臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総 計 (から の合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(~ の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の企業からきて働いている人
雇用形態区分	内 容 例 示																			
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																			
一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																			
パート、アルバイトなど	常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人																			
(就業時間換算雇用者数)	「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記()参照)																			
臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																			
総 計 (から の合計)	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																			
総計(~ の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																			
総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	「個人業主」欄から「臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の企業からきて働いている人																			

調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
7	従業者数 (つづき)	<p>(4) 「新聞業務」の部門別事業従事者数 「新聞業務」に携わる事業従事者数(参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>() <u>事業従事者数とは、</u>従業者数(「 」欄の総計)から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の企業から派遣されていても「新聞業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>この欄では、「新聞業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">「 」欄の従業者数総計(~ の合計) - 「別経営の企業に派遣している人」 + 「別経営の企業から派遣されている人」のうち、 <u>「新聞業務」に携わる人数(事業従事者数)</u></p> <p>部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。 (注) 以下の各部門「<u>うち、別経営の企業から派遣されている人</u>」については、「<u>総計のほかに別経営の企業から派遣されている人</u>」のうち、「<u>新聞業務</u>」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="450 1146 1390 2007"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 1146 683 1189">部門区分</th> <th data-bbox="683 1146 1390 1189">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 1189 683 1480">管理・営業部門</td> <td data-bbox="683 1189 1390 1480">一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 新聞広告の集積及びその紙面掲載を担当する広告部門に従事する人、新聞販売店の管理など販売部門の業務に従事する人 有給役員のうち、「新聞業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="450 1480 1390 1547" style="text-align: center;">うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1547 683 1653">編集部門</td> <td data-bbox="683 1547 1390 1653">新聞の取材、入力、校正など深部の記事面を作成する業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1653 683 1798">製作・印刷・発送部門</td> <td data-bbox="683 1653 1390 1798">組み版、製版、印刷、発送などの業務に従事する人(印刷などを外注している場合の外注管理に従事する者を含む。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1798 683 1944">出版・事業・電子メディア部門</td> <td data-bbox="683 1798 1390 1944">この欄については、<u>出版・事業部門を除き、電子メディアに関する業務に従事する人のみ</u>を記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1944 683 2007">その他</td> <td data-bbox="683 1944 1390 2007">上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	部門区分	内容例示	管理・営業部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 新聞広告の集積及びその紙面掲載を担当する広告部門に従事する人、新聞販売店の管理など販売部門の業務に従事する人 有給役員のうち、「新聞業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		編集部門	新聞の取材、入力、校正など深部の記事面を作成する業務に従事する人	製作・印刷・発送部門	組み版、製版、印刷、発送などの業務に従事する人(印刷などを外注している場合の外注管理に従事する者を含む。)	出版・事業・電子メディア部門	この欄については、 <u>出版・事業部門を除き、電子メディアに関する業務に従事する人のみ</u> を記入してください。	その他	上記以外の業務に従事する人
部門区分	内容例示															
管理・営業部門	一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 新聞広告の集積及びその紙面掲載を担当する広告部門に従事する人、新聞販売店の管理など販売部門の業務に従事する人 有給役員のうち、「新聞業務」を担当する役員は、ここに含めてください。															
うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)																
編集部門	新聞の取材、入力、校正など深部の記事面を作成する業務に従事する人															
製作・印刷・発送部門	組み版、製版、印刷、発送などの業務に従事する人(印刷などを外注している場合の外注管理に従事する者を含む。)															
出版・事業・電子メディア部門	この欄については、 <u>出版・事業部門を除き、電子メディアに関する業務に従事する人のみ</u> を記入してください。															
その他	上記以外の業務に従事する人															